

ORIGAMI のまち～かみのかわ～ふるさと応援寄附 返礼品協力事業者募集要領

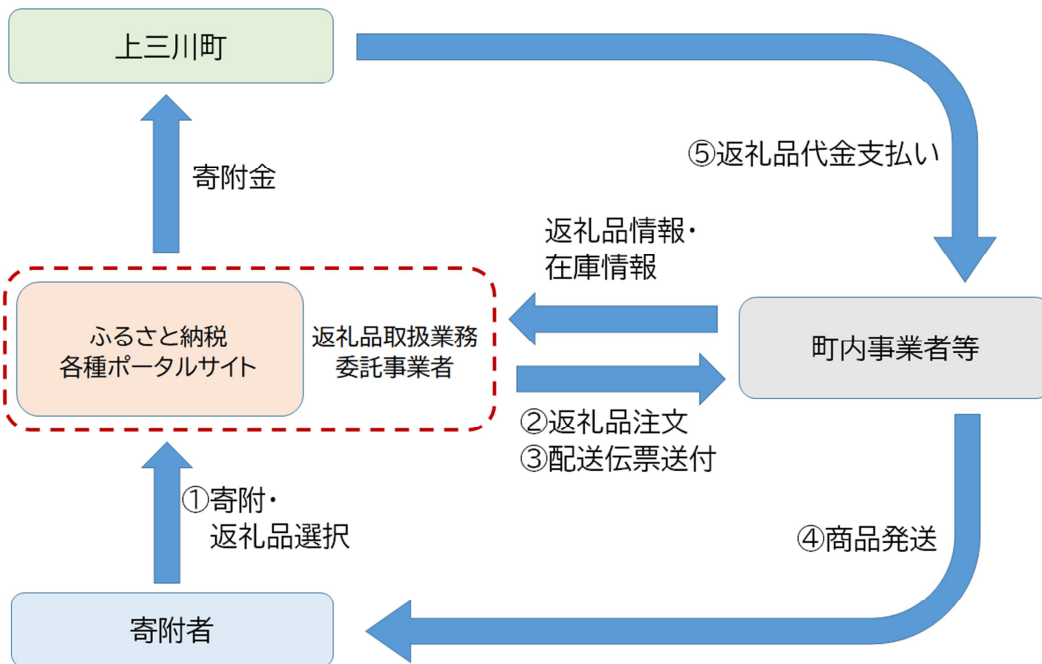
1. 目的

ふるさと納税制度を活用し、本町の魅力を発信するとともに本町への寄附促進および地元特産品等のPR・販売拡大や地域産業の活性化を図るため、町外に住民登録をしている寄附者に対し、返礼品として贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）の提供に協力してくれる事業者（以下「返礼品協力事業者」という。）を募集します。

2. ふるさと納税制度の概要

『ふるさと納税』とは、「ふるさとを大切にしたい」「ふるさとの発展に貢献したい」という気持ちをカタチにするための制度です。応援したい自治体を選択し、寄附を行った際に、その寄附金額の一部が所得税および住民税から控除される寄附金税制です。原則として、自己負担の2,000円を除いた全額が控除の対象となります。寄附先は出身地に限らず、すべての自治体から自由に選ぶことができます。（ただし、自分が住民登録をしている自治体へ寄附を行った場合は、返礼品を受け取ることはできません。）

3. 業務イメージ図



4. 事業概要

- (1) 本町の返礼品は、寄附者が寄附金額に応じてふるさと納税ポータルサイトや本町ホームページから、希望する返礼品を自由に選択できる形式となっています。提供いただく商品が本町ふるさと納税の返礼品として認められた場合は、ふるさと納税ポータルサイトや本町ホームページ、パンフレット等を通じて広く紹介します。
- (2) 効率的な運営、安心安全に考慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理や問い合わせ対応に万全を期すため、本町は返礼品取扱業務を指定する委託事業者へ委託します。

5. 返礼品協力事業者のメリット

- (1) 返礼品代（包装代や箱代を含む）および送料は本町で負担します。ただし、町から返礼品協力事業者へ返礼品代を振込む際の手数料は返礼品協力事業者負担となります。
- (2) 人気の返礼品となれば、全国への販路拡大と売上の向上につながります。
- (3) 返礼品発送時に、自社商品のパンフレットやチラシ等を同封することで、自社の販売促進や本町のふるさと納税返礼品協力事業者であることを商品の宣伝や自社のPRに活用することができます。ただし、商品のみでの発送時と送料が変動しない範囲内に限ります。
- (4) 全国の方々がアクセスするふるさと納税ポータルサイトへ返礼品や画像、自社名等が掲載され、自社のPRにつながります。

6. 返礼品協力事業者の要件

次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 町内に本社、本店、支社、支店、事業所、工場のいずれかがあり、町内で生産、製造、加工もしくはサービスの提供（販売・体験を含む。以下同様）を行っている法人もしくは個人事業者（以下「事業者」という。）であることまたは、町内で生産された農産物等を原料に製造、加工、販売を行い、本町をPRしていると認められる町外の事業者であること。
- (2) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工またはサービスの提供を行っていること。
- (3) 返礼品を寄附者に贈呈するにあたり、確実な履行ができること。
- (4) 本町税等に滞納が無いこと。

- (5) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および上三川町暴力団排除条例に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (6) 上三川町個人情報保護条例および関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。
- (7) 電子メールもしくはFAXの送受信が可能な環境を有していること。

7. 返礼品の要件

返礼品は、次の(1)～(4)の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地場産品(7ページ「地場産品基準」のいずれかに該当するもの)であること。
 - (2) 平成29年4月1日付け総務省第28号総務大臣通知「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。
 - ・金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等)
 - ・資産性の高いもの(電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等)
 - ・価格が高額のもの
 - (3) 本町の魅力発信および地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。
 - (4) 食料品については、発送手段等を考慮の上、最低でも発送日から1週間以上の消費期限が保障されること。ただし、生鮮食品(鮮度が高く要求されるもの)についてはこの限りではないが、速やかに発送対応等をするなど、商品が適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。また、生花等、時間の経過により利用価値が著しく損なわれるものについても、同様に配慮を行うこと。
- ※返礼品の登録可否に関しては上記内容および総務省から通知されている「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&A」等に基づき、町で審査いたします。

体験型サービスにおいては、次の(1)～(4)の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 町内および町内施設内にてサービスが提供されることまたは町外で提供されているものであっても当該サービスの主要な部分が本町に相当程度関連性があること。

- (2) 寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後1年程度の有効期限を設けることができること。
- (3) 天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定すること。
- (4) 安全性の配慮に努めること。

8. 寄附金額の区分

返礼品の寄附金額は、事業者が決定した返礼品の価格を基に、町が総務省の基準に準じて決定します。なお、返礼品の価格は荷造・箱・梱包代・消費税（令和元年（2019年）10月1日からの税率で算出したもの）を含むものとします。

※寄附金額は、1,000円単位とする。

9. 申込方法

次の書類の必要事項を記入し、上三川町総務課秘書係まで郵送、電子メールまたは持参にて提出してください。

(1) ORIGAMIのまち～かみのかわ～ふるさと応援寄附返礼品協力事業者登録申請書
(別記様式第1号)

(2) ORIGAMIのまち～かみのかわ～ふるさと応援寄附返礼品申請書（別記様式第2号）

※返礼品を2つ以上同時に登録する場合は、返礼品の申請一覧表（任意様式）も提出してください。町ホームページに参考様式はご用意してあります。

(3) 返礼品協力事業者概要（任意様式）（パンフレット等でも可）

(4) 返礼品の画像等（内容が分かるイメージ画像やサンプル等）

(5) 誓約書（別記様式第3号）

(6) 市区町村税完納証明書等（滞納のない証明書）※町外事業者のみ提出をお願いします。

(7) 事業者登録シート

10. 募集期間

随時応募を受け付けます。

※申込後、ポータルサイト掲載まで2か月程度要します。

1 1. 返礼品協力事業者および返礼品の審査結果

申請書の内容を審査し、選定結果を申請者に通知します。承認された返礼品協力事業者には、各種ポータルサイトへ返礼品を登録するため、後日返礼品登録シートをデータにて送付しますので、作成し、提出してください。

1 2. 返礼品協力事業者の登録抹消および返礼品の内容変更・抹消

返礼品協力事業者は登録抹消を希望する場合または、承認を受けた返礼品について、その内容を変更・抹消しようとするときは、速やかに上三川町総務課へ連絡してください。なお、変更や抹消前に寄附者から申込みのあった返礼品については、事業者が責任をもって発送するものとします。

1 3. 返礼品協力事業者および返礼品の登録取消

(1) 本町では、返礼品協力事業者が、以下の行為を行うなど事業に相応しくないと認められる場合は、返礼品協力事業者登録承認または返礼品の登録承認を取り消し、返礼品協力事業者に通知するものとします。

- ・総務省の定める基準を逸脱した返礼品の提供
- ・返礼品等についての虚偽の申請・表示
- ・他の事業者の迷惑となる行為があった場合
- ・本町に損害を及ぼす行為があった場合

(2) (1)の規定にかかわらず、返礼品協力事業者が倒産等により連絡がつかない場合は、本町は通知を送付せず、取り消しができるものとします。

1 4. その他の留意事項

(1) 情勢上の問題や、町が不利益を被る場合は、返礼品協力事業者の承諾なく取り扱いを中止する場合があります。

(2) 提供いただいた返礼品の画像は、町がふるさと納税のPRとして行う際に広告やふるさと納税サイト等へ利用する可能性がありますので、ご了承ください。

(3) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容については委託事業者へ必ずご報告してください。なお、町の責めに帰すべき場合を除き品質等による保証やクレーム対応については、本町では一切の責任を負いません。

15. 申請および問い合わせ先

〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

上三川町役場企画課 秘書係

電話 0285-56-9113 FAX 0285-56-6868

メール kikaku01@town.kaminokawa.lg.jp

【地場産品基準】（平成31年総務省告示第179号第5条参考）

以下1～9いずれかに該当すること

1. 上三川町内において生産されたものであること。
2. 上三川町内において返礼品等の原材料の※主要な部分が生産されたものであること。
3. 上三川町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち※主要な部分を行ふことにより相応の付加価値が生じているものであること。
4. 上三川町内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5. 上三川町の広報の目的で生産された上三川町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から上三川町の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6. 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合せて提供するものであって、当該返礼品等が※主要な部分を占めるものであること。
7. 上三川町内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が上三川町に相当程度関連性のあるものであること。
8. 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 上三川町が近隣の他の市町と共同でこれらの市町の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの。
 - ロ 栃木県が県内の複数の市町と連携し、当該連携する市町において前各号のいずれかに該当するものを栃木県および当該市町の共通の返礼品等とするもの。

ハ 栃木県が県内の複数の市町において地域資源として相当程度認識されているものおよび当該市町を認定し、当該地域資源を当該市町がそれぞれ返礼品等とするもの。

9. 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

【補足】

・当該原材料が※主要な部分と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち大部分が当該原材料によるものであること等により判断する。また、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記すること。

・地場産品基準8. については、本要領制定時点では該当なし。